

令和4年第3回北海道議会定例会 一般質問 **再々質問**

年月日 令和4年9月28日(水)
 質問者 民主・道民連合 広田まゆみ 議員

質 問	答 弁
<p>一 食産業立国北海道のめざすべき成果指標について</p> <p>食産業立国北海道が大事にするべき価値とその成果指標の考え方について、今後は産業連関表の域際収支や他国の事例も情報収集する旨、知事からご答弁をいただきました。</p> <p>工業統計に基づく、付加価値額は有効との考え方が示されましたので、この点について再質問させていただきます。</p> <p>令和4年の経済部の施策概要によると、食品工業の出荷額、付加価値率順位などが紹介されています。厳密に言うと、付加価値額とは異なりますが、こちらも基本的には、工業統計調査に基づくものです。北海道はもちろん、出荷額は第1位ですが、付加価値率では、44位と低いです。</p> <p>しかし、付加価値率上位の県の状況を調べると、そもそも、食品工業の母数がとても小さかったり、あるいは、カップ麺の大きな工場や、世界的な清涼飲料水メーカーの主要な原料をつくる工場があれば、工業統計による付加価値率はあがるのがわかりました。これが食産業立国北海道の目指す姿でしょうか。</p> <p>データに基づく施策評価は重要であります。私は、食産業立国北海道の再構築のためには、定性的なものも含め、新しいものさしが必要だと考えます。</p> <p>そして、その時に重要なのが「価値」への取組です。知事からは、消費者のニーズにあわせ、より高価格帯のマーケットに訴求できる商品づくりや販路の多角化を目指すことが高付加価値化になるとのご答弁がありました。市場のニーズにあわせることは、当然であり、重要ですが、それはひとつの条件であって、本質的な道政運営の目的ではないように思います。</p> <p>観光については、知事が公約として掲げられたアドベンチャートラベルという一つの軸により、私としては、課題はありつつも、北海道観光に、より世界に北海道が発信すべき価値が明確になり、観光立国北海道の再構築が図られつつあると私は認識しています。</p> <p>改めて伺いますが、私は、誰のための何のための食産業なのかという問いも含めて、「価値」とは何かという問いは非常に重要であり、成果指標や、クラスターのあり方の再検証も含め、食産業立国北海道の再構築は必要だと考えますが、知事の見解を再度伺います。</p> <p>併せて、知事は一期目も残りわずかとなりましたが、北海道の食産業がこれまで培ってきた「価値」をどのように認識し、未来に向けて何を「価値」として継承していくべきと考えるのか、現時点での知事の所見を伺います。</p> <p>二 ゼロカーボン推進における広域自治体としての役割について</p> <p>(一) 促進区域の設定のあり方について</p> <p>改正温対法に基づく地域脱炭素事業の推進は、基本的に市町村自治体が主体になるものと承知をしています。その上で、広域自治体としての道の役割を伺ってきましたが、ある意味で頑なに法の立て付けを根拠に市町村が主体であるというご</p>	<p>(知事)</p> <p>道では、人材育成やヘルシーD oによる商品開発、さらにはワイン振興などにより、食のブランド力の向上が図られてきたと考えております。</p> <p>今後とも、本道の風土や生産者の思いなどを生かしつつ、より高価格帯のマーケットに訴求できる商品づくりや販路の多角化を目指し、食産業の振興につなげてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>地域脱炭素促進区域についてであります。具体的な区域や事業は、市町村が、国や道が環境保全の観点から示したエリアを除いたうえで、住民や有識者、関係団体、事業者など様々な関係者で協議をしながら、地域の実情に応じて、定め</p>

質 問	答 弁
<p>答弁を繰り返すという風に受けとめました。同じ改正温対法に基づいて基礎自治体に先立って促進地域の策定のモデルになる事例を先行して示した長野県の事例を紹介し、広域自治体の道としても導入すると効果があると判断できることを紹介して、真似したらいいんじゃないですかと申し上げているのです。恥ずかしくないですよ。他県に学ぶ姿勢が必要です。なぜ道としてモデル的な事例を示すことができないのか伺います。</p> <p>また、繰り返し申し上げていますが、北海道はポテンシャルが高いだけに放っておくと乱開発が進んでしまう可能性が高く、すでにそうした事案が各地で起きています。</p> <p>一方で、私が危惧するのは、再エネに関する迷惑施設的なイメージが広がり、再エネ事業に挑戦する道民の意識が損なわれていることです。知事は改正温対法の趣旨をどのように受け止めているのか、また、地域脱炭素推進において、道としての克服すべき課題をどのように認識し、促進区域の設定など地域脱炭素の推進に道としてどのように役割を果たす考えか伺います。</p> <p>(二) 地球温暖化防止対策の施策推進の評価のあり方について</p> <p>最後に知事の役割についても伺います。残念ながら知事からはリーダーシップは私には感じられません。総合計画で社会変革への挑戦ということも重要な視点として掲げられている知事として、地域脱炭素の実現に向けた社会変革についてのリーダーシップが必要だと考えます。第10条に基づき、開かれた場所で、知事が直接の受け手として温暖化対策の推進状況に評価を受け、ゼロカーボン推進局を受け皿にするのではなく、知事自らがしっかり動く、それを道民の皆様に見せていただくことを是非お願いをしたいと思います。改めて知事のリーダーシップについて伺います。</p>	<p>ていくものであり、道としては、地域の円滑な合意形成と適正な環境配慮のもと、地域経済の活性化にもつながる再エネ事業が進められるよう、引き続き市町村が主体となった取組の支援に努めてまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>取組の推進にあたっては、担当部局に国や民間企業からの派遣職員を受け入れるなど、様々な視点を取り入れているほか、学識経験者等からなる環境審議会、さらには様々な分野の外部有識者で構成される懇話会などにおいても、適時、ご意見を伺ってきており、今後ともこうした方々の評価やご意見も踏まえ、道の取組を進めてまいります。</p>